

事業主の取り組みで、お客様も、働く人も笑顔に



NO!  
カスハラ

カスハラ防止措置が事業主の義務になります

2025年6月に改正法が成立し、公布された日(2025年6月11日)から1年6月以内の政令で定める日に施行されます。

詳しくはコチラ



**12月は職場のハラスメント撲滅月間です**  
**2025年12月10日(水)、**  
**職場におけるハラスメント対策シンポジウムを**  
**オンラインで開催します。**

シンポジウムの概要及び参加の申し込みは、二次元バーコードまたは下記URLからご確認ください。

<https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/symposium>



●当社のハラスメント相談窓口はこちら

貴社のハラスメント相談窓口の連絡先などを記載してください。相談窓口が無い場合は、ハラスメント対策の取組みをすすめましょう。



ハラスメント対策の総合サイト

**あかるい職場応援団**

<https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/>

NOハラスメント

